

# 年金 だよ!

第5号

平成21年6月  
発行



## もくじ

- 2・年金受給権者のみなさまへのお知らせ  
平成21年度の年金額について  
平成21年6月からの「年金支給額証明書」及び  
「支給状態証明書」の交付について
- 3・「年金支払通知書」の送付月について
- 4・「年金改定証書」が「年金額改定通知書」に変わります
- 5・年金受給権者のみなさまへのお願い  
住所変更の手続きはお忘れなく  
「住民基本台帳カード」、こんなに便利です

- 6-7・平成21年10月から住民税の年金からの  
引き落としが始まります
- 8-9・年金相談コーナー
- 10-11・こんな時には届出を  
・市町村連合会のホームページのご案内
- 12・ねんきんカレンダー

# 年金受給権者の みなさまへの お知らせ

## 平成21年度の年金額について

平成21年度の年金額は  
据え置きとなります

総務省から平成20年平均の全国消費者物価指数が発表され、「物価変動率」は前年比1.4%でした。一方、名目手取り「賃金変動率」は前年比0.9%でした。

本年度の場合、物価変動率が賃金変動率を上回り、かつ、賃金変動率がプラスになっているので、年金額は賃金変動率を基準として改定されることとなります。

しかし、改定された本来の年金額よりも、現在支給されている物価スライド特例水準の年金額のほうが高いため、本年度の年金額は平成20年度と同じ額に据え置かれることとなります。

## 平成21年6月からの「年金支給額証明書」 及び「支給状態証明書」の交付について

年金受給権者からの依頼に基づき交付している「年金支給額証明書」及び「支給状態証明書」については、従来、市町村連合会において作成し、交付していましたが、平成21年6月から各共済組合においても交付を行うことができるようになりました。

### 年金支給額 証明書

扶養申請等のため年金受給権者からの依頼に基づき交付している年金額の証明書です。

### 支給状態 証明書

日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫から年金を担保に借入を行うときに必要となる証明書です。



# 「年金支払通知書」の送付月について

年金の支給がある方に送付している「年金支払通知書」については、今まで、住所、氏名、振込先、支払明細に変更がない場合でも、年6回の定例支給期ごとに送付していました。

今支給期（平成21年6月）から「年金支払通知書」の送付については、6月支給期及び12月支給期の年2回とし、住所、氏名、振込先、支払明細のいずれにも変更がない支給期は送付しません。

**※年金の支払い回数は今までどおり（年6回）で変更はありません。**

なお、住所、氏名、振込先、支払明細のいずれか一つでも変更があった場合には、6月支給期及び12月支給期以外でも「年金支払通知書」を送付します。

次の内容に変更があった場合は、「年金支払通知書」を送付します。

- ① 住所 ② 氏名 ③ 振込先 ④ 支払明細

年金支払通知書(イメージ図)▼



① 111-1111 東京都 ○○○区 ×× ××	年金支払通知書 記入日 年月 日 ○○銀行 振込先 ××支店
② 共済太郎 様  868000000000111	支 払 明 紹 当期支払額 69584 支 払 期 限 一時金返還額 △ 差 引 支 払 額 ④ 69584  計 0 差引支払額(△) 69584
石記のとおり振り込みますので、通知します。  全国市町村職員共済組合連合会 ○○○○○職員共済組合	
<b>平成21年8月から、8、10、2、4月は住所、氏名、振込先または支払明細が前回と変更がない場合は、年金支払通知書が送付されません。</b> <b>年金支払通知書が送付されない場合でも、年金は振り込みます。</b>	

また、「年金支払通知書」は上図の形式のほか、はがき形式でお届けすることもあります。

# 「年金改定証書」が 「年金額改定通知書」に変わります

平成21年6月以降に交付される「年金改定証書」の名称が「年金額改定通知書」に変更され、これに伴い「年金額改定のお知らせ」「年金額改定通知書」中の全国市町村職員共済組合連合会理事長の印影がなくなりますが、現在お手持ちの「年金改定証書」とあわせて、今までどおり大切に保管してください。

この変更により、紛失等の際、「年金改定証書」は市町村連合会において再交付していましたが、「年金額改定通知書」は各共済組合においても交付を行うことができるようになりました。

なお、「年金証書」の様式及び再交付の手続きについての変更はありません。

〈新しい様式〉平成21年6月以降▼

年金証書記号番号  年 金 種 別  受給権発生年月日  年 金 額  決 定 年 月 日	年 金 額 改 定 の お 知 ら せ			
	年金証書記号番号	第	号	
	年 金 種 別			
	受給権発生年月日	年	月	日
	年 金 額			円
	決 定 年 月 日	年	月	日
地方公務員等共済組合法により、あなたの年金を年金額改定通知書とのおり改定しましたので通知します。 なお、この決定に關し不服があるときは、行政不服審査法により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で、その趣旨及び理由を付して、全国市町村職員共済組合連合会審査会あてに審査請求をすることができます。 また、行政事件訴訟法により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求を行ったときは、審査会の裁決があつたことを知った日から6か月以内）に当連合会を被告として取消訴訟を提起することができます。 ※ 決定年金額の算定内訳及び支給年金額については、年金額算定期細書を参照ください。				
年 月 日			全国市町村職員共済組合連合会理事長	
印影がなくなりました				
名称変更しました				
年 金 額 改 定 通 知 書				
受 給 権 者				
年 月 日 生				
改 定 年 月   年 金 額 (円)   事 由				
上記のとおり年金額を改定しましたので通知します。				
年 月 日			全国市町村職員共済組合連合会理事長	
印影がなくなりました				

# 年金受給権者の みなさまへの

# お願い

## 住所変更の手続きはお忘れなく

市町村連合会及び共済組合では、年金に関する大事なお知らせをお送りしています。住所・氏名などに変更がありましたら、速やかに共済組合までご連絡いただきますようお願いします。また、住所の変更の際は、郵便局に転居届をご提出ください（1年間、旧住所あての郵便物が新住所に無料で転送されます）。

ご連絡、手続きをしていただかないと、大事なお知らせがお手元に届かず、ご不便をおかけする場合もありますので、ご協力をお願いします。

※このような場合を含めて、P.10-11「こんな時には届出を」に共済組合へ届出が必要な場合について記載していますので、ご参照ください。

## 「住民基本台帳カード」、こんなに便利です

**運転免許証を自主返納する方にとって、「写真付き住民基本台帳カード」は身分証明書の代わりになります。**

高齢者などが、運転免許証を自主返納する制度があります。自主返納する場合に、写真付き住民基本台帳カードを市区町村で取得いただければ、運転免許証の代わりの身分証明書として活用できます。



例えばこんなときに使えます。

### ●口座の新規開設に……

銀行で口座を新規に開設するときなどの証明になります。

### ●住民票の写しなどの交付請求に……

市区町村窓口で住民票の写しなどの交付請求をするときの証明になります。

※このほか、インターネットを使った「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」での電子証明書の格納で使えます。印鑑登録証などと一体化している市区町村もあります。



### 手続きの ポイント

- ・お住まいの市区町村にて申請・交付が必要です。
- ・交付に必要な手数料は**500円**程度が一般的ですが、無料で交付している市区町村もあります。（平成21年4月1日時点、442市区町村が無料化）

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。



総務省 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/daiyo/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/daiyo/index.html)

住民基本台帳カード総合情報サイト  
<http://juki-card.com/madoguchi/>（各市区町村の窓口一覧）

65歳以上の年金受給者で、住民税を納税されている方にお知らせです。

平成21年10月から

## 住民税の年金からの 引き落としが始まります <特別徴収制度>



現在、年金を受給されており住民税を納税する義務のある方は、年4回、役所(場)や金融機関などに出向き、住民税を納めています。この制度の導入により、年金を支給する年金保険者が住民税を年金から引き落とし、市区町村へ納入することとなるため、納税の手間が省かれるとともに、市区町村の事務の効率化が図られるものと見込まれます。

これまで



年金保険者  
(市町村連合会・社会保険庁など)



年金の支給



年金受給者



住民税納付



金融機関などの窓口  
役所、役場の窓口

市区町村

平成21年  
10月から



年金保険者  
(市町村連合会・社会保険庁など)

住民税額を引いた年金額



年金の支給



年金受給者



住民税

市区町村へ納入

市区町村

新たな税負担が生じるものではありません。

住民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

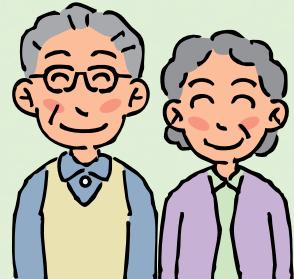
※ここでは、個人住民税を「住民税」、公的年金を「年金」と表現しています。

## 4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち 住民税の納税義務のある方が対象です。

65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。

ただし、以下の方については、対象となりません。

- ◆介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ◆引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方 など



## 住民税の年金からの引き落としにかかる Q & A

### Q1 どのような年金が引き落としの対象となりますか？

**A1** 老齢基礎年金、老齢年金又は退職年金等です。

(共済の年金では、退職年金、減額退職年金及び通算退職年金が対象です。) なお、障害年金及び遺族年金等は対象となりません。

### Q2 年金以外にも所得がある場合は、どのように納めることになりますか？

**A2** 住民税の納め方は、所得の種類に応じてそれぞれ以下のようにになります。

年金所得の金額から計算した税額 → 年金から引き落とし(※)

給与所得の金額から計算した税額 → 給与から引き落とし

その他の所得の金額から計算した税額(不動産所得、事業所得等) → 納付書により納付

※年金から引き落としされる税額は、年金所得の金額から計算した税額のみです。

### Q3 引き落とし開始後、他の市区町村へ転出した場合はどうなりますか？

**A3** 引き落としが中止となり、普通徴収(納付書により役所(場)や金融機関で納める方法)により納めることになります。

また、税額の変更、年金の支給停止等が発生した場合も普通徴収により納めることになります。

※ここでは、年金に係る所得を「年金所得」と表現していますが、税法上は「雑所得」です。

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。

# 年金相談コーナー

よくある  
ご質問

私は公務員を定年退職後、民間の企業に再就職しようと思います。その場合、退職共済年金の一部が支給停止となる可能性があると聞いたのですが、どんな時に停止となりますか？

## ●民間企業等に再就職した場合の年金の一部支給停止

### 所得制限

退職共済年金または障害共済年金の受給権者が民間企業等に再就職し、厚生年金保険の被保険者等になった場合、再就職後の報酬・給与等や、過去1年間の賞与(現職時の期末手当等を含む。)の総額や、年金額をもとに年金の一部が支給停止されることになります。

#### ① 停止に該当する年金の種類

退職共済年金・障害共済年金

#### ② 停止に該当する厚生年金保険の被保険者等

厚生年金保険の被保険者  
私立学校教職員共済制度の加入者  
国会議員・地方議会議員 など

#### ③ 停止期間

②に該当する被保険者等になった日の属する月の翌月から退職した日の属する月まで

※②に該当する民間企業等に再就職した場合は、「年金受給権者再就職届書(他制度加入用)」を必ずご提出ください。

(P.11 「こんな時には届出を」の「民間企業等に再就職したとき、または議会議員に就任したとき」をご参照ください。)

### 年金の支給停止額

基準収入月額相当額<sup>(注1)</sup>と共済年金の基本月額<sup>(注2)</sup>の合計額が支給停止調整額<sup>(注3)</sup>以下のときは、年金の支給停止はありません。この合計額が支給停止調整額を超えるときは、超えた額の2分の1に12を乗じて得た額を停止することになります。

計算式

支給停止額(年額) = (基準収入月額相当額+基本月額-支給停止調整額)×1/2×12

(注1) 基準収入月額相当額

上記②に該当する厚生年金保険の被保険者等の年金保険料(掛け金)の標準となった1ヶ月分の報酬・給与等(標準報酬月額)

+

過去1年分の  
賞与の総額÷12

(注2) 基本月額

上記①に該当する年金の額から、職域年金相当部分・  
加給年金額・経過的加算を除いた金額

÷ 12

(注3) 支給停止調整額 平成21年度は48万円。

支給停止調整額は賃金や物価の変動により改定される場合があります。

## 所得制限の計算 例

年金太郎さんを例に



定年退職後に民間の企業に再就職（厚生年金保険に加入）する「年金太郎さん」の所得制限を計算してみると…

平成21年3月31日定年退職 → 平成21年4月1日再就職 年金太郎さん

（昭和23年10月15日生まれ）

### 退職共済年金額（年額）158万円＜60歳から64歳まで＞の場合

内  
訳

職域年金相当部分	26万円
厚生年金相当部分	132万円
定額部分	0万円*
加給年金額	0万円
合計	158万円

停止対象額

\*定額部分の支給開始年齢は生年月日に応じて異なります。  
例の年金太郎さんの場合は、64歳から65歳まで定額部分が支給されます。

### 再就職後の標準報酬月額 20万円の場合

期末手当等の額（現職）平成20年6月▶108万円／平成20年12月▶120万円  
賞与の額（再就職）平成21年6月▶24万円 の場合

平成21年5月からの所得制限	平成21年7月からの所得制限
<p>●基準収入月額相当額  <math>20\text{万円}^{*1} + (228\text{万円}^{*2} \div 12) = 39\text{万円}</math></p> <p>*1 標準報酬月額（平成21年4月時点）  *2 過去1年分（平成20年5月～平成21年4月）の賞与の総額（108万円+120万円）</p> <p>●基本月額  <math>132\text{万円} \div 12 = 11\text{万円}</math></p> <p>□の数値を支給停止額（年額）の計算式に当てはめると…  <math>(39\text{万円} + 11\text{万円} - 48\text{万円}) \times 1/2 \times 12 = 12\text{万円}</math></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>この結果、年金太郎さんの5月からの退職共済年金額（年額）は、158万円のうち（年額）12万円が支給停止となり、146万円が受給できる額となります。</p>	<p>●基準収入月額相当額  <math>20\text{万円}^{*1} + (144\text{万円}^{*2} \div 12) = 32\text{万円}</math></p> <p>*1 標準報酬月額（平成21年6月時点）  *2 過去1年分（平成20年7月～平成21年6月）の賞与の総額（120万円+24万円）</p> <p>●基本月額  <math>132\text{万円} \div 12 = 11\text{万円}</math></p> <p>□の数値を支給停止額（年額）の計算式に当てはめると…  <math>(32\text{万円} + 11\text{万円} - 48\text{万円}) \times 1/2 \times 12 &lt; 0\text{円}</math></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>この結果、年金太郎さんの7月からの退職共済年金額（年額）は、支給停止とならず、158万円が受給できる額となります。</p>

# こんな時には届出を

## 1 氏名・住所・年金の受取金融機関を変更するとき

### ◆提出の必要な書類

- 年金受給権者異動報告書

### ◆上記の書類に添付する書類

- 氏名変更の場合……年金証書
- 受取金融機関変更の場合……口座名義及び口座番号の確認できる預金通帳の写し  
(報告書に受取金融機関の確認印が押印されている場合は不要です。)
- 住所変更の場合……添付書類は不要です(報告書のみの届出となります)。



※共済組合に登録されている住所と現住所の相違が判明した場合は、共済組合から報告書を送付させていただくことがありますので、報告書が届きましたらお手数ですが共済組合までご返送願います。



- 住民基本台帳ネットワークシステムへ不参加の市区町村にお住まいの方、海外にお住まいの方及び外国籍の方などは、住民基本台帳ネットワークシステムで変更内容(氏名、住所)の確認ができない場合がありますので、追加で書類(戸籍抄本、住民票等)を提出していただくことがあります。

## 2 加給年金額対象者に異動があったとき

### ◆こんな時に届出が必要となります。

- 加給年金額対象者である配偶者が、退職共済年金、老齢厚生年金(いずれも加入期間が20年以上または法令により20年以上とみなされるものに限ります。)、または障害を事由とする年金(障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金)を受給することとなったとき
- 加給年金額対象者が亡くなったとき
- 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき
- 加給年金額対象者である子が婚姻(養子縁組を含む)したとき、また養子縁組による子が離縁したとき など



### ◆提出の必要な書類

- 加給年金額対象者異動届書  
(異動事由に応じて添付書類をご提出いただきます。)



- 加給年金額対象者である配偶者が65歳になったことにより、老齢基礎年金の受給を開始したときの届出は必要ありません。
- 年金受給権者または加給年金額対象者である配偶者が大正15年4月1日以前生まれの場合は、当該配偶者が65歳以上でも加給年金額が引き続き加算される場合があります。

## 3 就職したとき・失業給付を受けようとするとき

### ◆公務員として再就職したとき

退職共済年金または障害共済年金等の年金受給権者が公務員として再就職し、再び組合員となったときは、翌月分から年金の一部または全額が支給停止になります。

- 提出の必要な書類……年金受給権者再就職届書(組合員用)
- 上記の書類に添付する書類……年金証書

### ◆民間企業等に再就職したとき、または議会議員に就任したとき

退職共済年金または障害共済年金等の受給権者が民間企業等に再就職し、厚生年金保険の被保険者(厚生年金適用事業所に勤める70歳以上の者を含みます。)、または私立学校教職員共済制度の加入者(70歳以上の特定教職員を含みます。)となったとき及び議会議員に就任したときは、年金の額と給料(議員報酬)及び過去一年間の賞与の額によって、当該年金制度に加入した日(議員に就任した日)の翌月分から、年金の一部が支給停止になることがあります(P.8参照)。



- 提出の必要な書類……年金受給権者再就職届書(他制度加入用)

### ◆雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の方が、雇用保険法による失業給付(基本手当など)を受給する場合、その金額の大小を問わず、退職共済年金が職域年金相当部分を除いて全額支給停止になります。

失業給付の申請に際しては、その給付額と年金受給額を比較して、慎重に検討することが必要です。

- 提出の必要な書類……雇用保険法給付との調整事由該当届書・非該当届書
- 上記の書類に添付する書類……雇用保険受給資格者証の写し



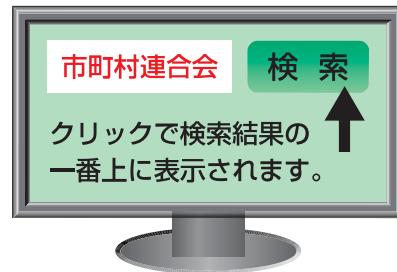
●2と3の場合は、届出が遅れますと、年金が過払いとなり、後日返還していただくことがありますので、ご注意ください。

## 市町村連合会のホームページのご案内

市町村連合会のホームページには、年金に関する手続きのご案内や『年金だより』のバックナンバー、届出用紙のダウンロード機能などがございます。

また、みなさまの知りたい共済年金の新しい情報についても、随時更新していますのでご利用ください。

アドレス <http://www.shichousonren.or.jp/> (市町村連合会のトップページ)



# ねんきんカレンダー

(平成21年6月～  
平成22年6月までの  
予定です)

時 期		定期支給関係	その他
平成21年 6月	中旬 15日	『年金だより』をお送りしています。 <b>年金支給日(4月・5月分)</b> 〔年金支払通知書送付〕	
8月	14日	<b>年金支給日(6月・7月分)</b>	
10月	15日	<b>年金支給日(8月・9月分)</b>	平成22年分「扶養親族等申告書」をお送りします(10～11月頃)。
12月	中旬 15日	『年金だより』をお送りします。 <b>年金支給日(10月・11月分)</b> 〔年金支払通知書送付〕	
平成22年 1月	下旬	――	平成21年分「源泉徴収票(はがき形式)」 をお送りします。
2月	15日	<b>年金支給日(12月・1月分)</b>	平成21年分確定申告開始 (2月中旬～3月中旬)
4月	15日	<b>年金支給日(2月・3月分)</b>	
6月	中旬 15日	『年金だより』をお送りします。 <b>年金支給日(4月・5月分)</b> 〔年金支払通知書送付〕	

※「年金支払通知書」は年金の支払いがある方に各都道府県の市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所、氏名、振込先、支払明細に変更があった場合には6月・12月以外でも「年金支払通知書」をお送りします。※年金支給日には、原則として支給月の前2月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では支給月分が異なる場合があります。

## ご注意 ください

各種変更届の提出については、年金支給日の前月中旬頃までに共済組合にご提出ください。  
なお、提出日によっては、次回の年金支給日までに変更が間に合わない場合がございますのでご了承ください。

## 市町村連合会ではご意見、ご感想などを待ちています

『年金だより』をお読みいただいたみなさまから、本連合会及び共済組合にさまざまご意見、ご感想をいただきしております。

●お寄せいただいたご意見は記事の作成、編集の参考とさせていただいておりますので、  
ご意見、ご感想などございましたら、本連合会までお便りをお寄せください。

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地  
全国市町村職員共済組合連合会 年金部

年金だより  
第5号  
平成21年6月

■発行 全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 1 03-5210-4608  
ホームページアドレス：<http://www.shichousonren.or.jp/>